

## 国における人件費削減の取組に関する見解

平成23年12月20日

全 国 知 事 会

国家公務員給与を平均で7.8%削減する臨時特例法は、自民・公明両党が提出した対案とともに継続審議となったが、地方交付税や義務教育費国庫負担金の減額などにより、国家公務員給与削減に連動させる形で地方公務員の給与削減を行うのではないかとの懸念がある。

国は、以下の本会の考え方に十分留意し、本年6月に閣議決定した「地方交付税の交付額の減少あるいは義務教育費国庫負担率の引き下げを手段とすることを含め、国家公務員給与引き下げと同様の引き下げを地方公共団体に強制することはない。」との政府方針を堅持すべきである。

### 記

1 これまで、全ての都道府県で独自の給与カットを実施しており、平成11年度から23年度までの削減額は約2兆円に達する。また、職員数も、平成13年度から22年度までに18%削減している。これに対し、国は、独自の給与削減を全く実施しておらず、職員数も3%減に止まるなど、行財政改革の取組が格段に遅れている。今回の国における人件費削減の動きは地方を追いかけるものである。

こうした取組の相違を踏まえることなく、地方公務員給与を国家公務員に単純に連動させるとすれば、誠に遺憾である。

(別紙：「都道府県は国を大きく上回る行財政改革を断行しています」参照)

2 地方公務員の給与は、人事委員会勧告や財政の状況等を踏まえ、それぞれの地方公共団体の条例により決定されるものであり、国家公務員給与と当然に連動するかのような考え方は、政府が掲げる地域主権改革の理念に反するものである。

3 地方交付税や義務教育費国庫負担金の算定に用いる地方公務員の給与については、各人事委員会の勧告等を反映した給与水準を基本とすべきであり、時限の特例法に基づく国家公務員給与の削減後の額を基準とすることは不適當である。

# 都道府県は国を大きく上回る行財政改革を断行しています

## 給与カットの実施

11～23年の間、地方の削減は2兆円  
国の削減はゼロ

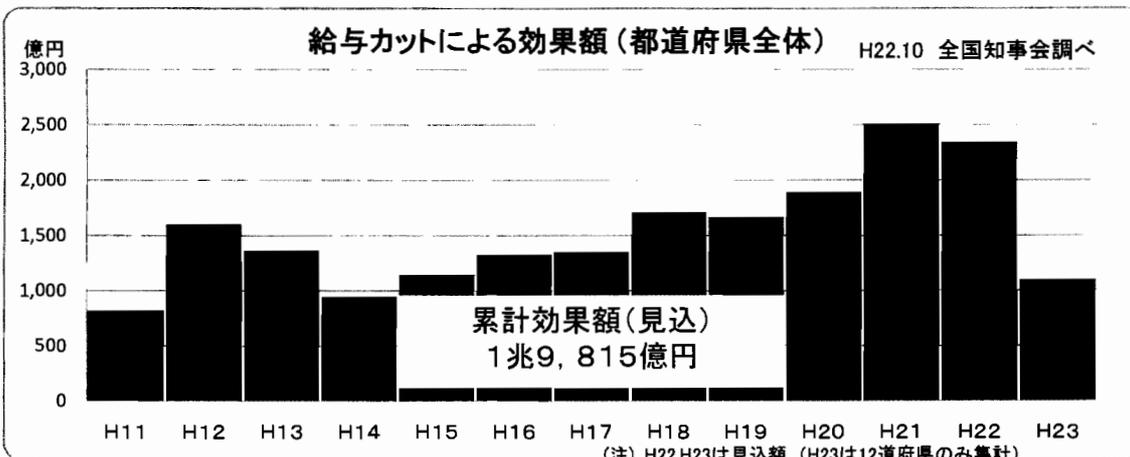
全国知事会

- 全ての都道府県で独自の給与カットを実施
- 平成11年度から23年度までの累計効果額は約2兆円に達する見込み

<最大カット率> 給料:16%、管理職手当:25%、期末・勤勉手当:30%

- 一方、国は独自の給与カットを実施していない

<臨時特例法案による効果額> 年間:約2,900億円、措置期間累計:約6,000億円

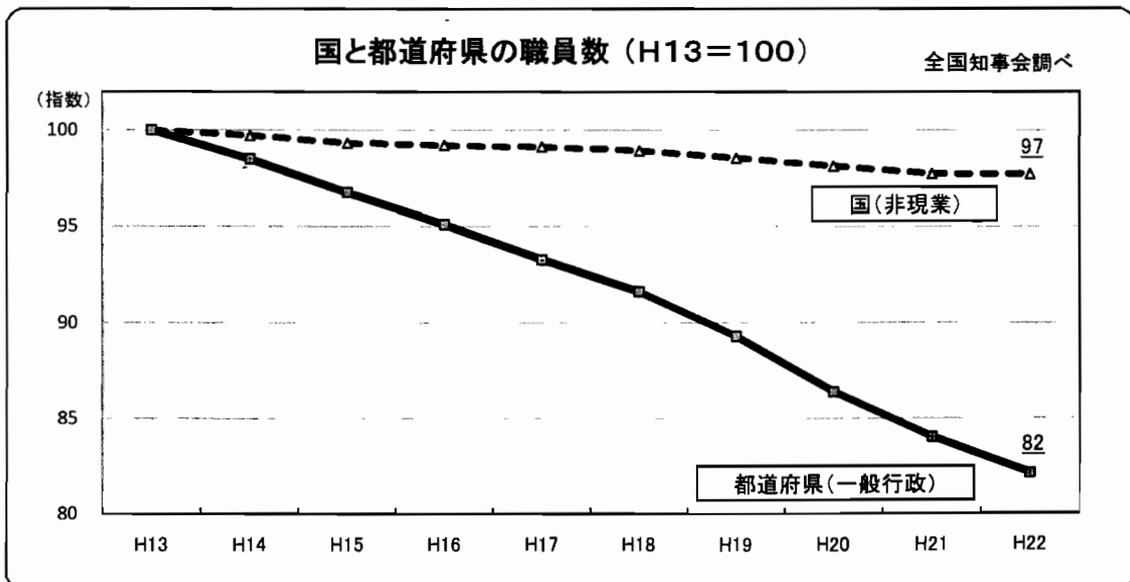


## 職員数の削減

地方は国の6倍削減

- 都道府県の職員数(一般行政)は、平成13年度から22年度までに18%減少

- 一方、国の非現業職員は、同じ期間で3%の減少にとどまる



(注) 職員数は独立行政法人化及び地方独立行政法人化による減員を除いて指数化